



坂東市医療福祉職 奨学金返還支援補助金



高校・短大・大学・専門学校等を卒業し、医療福祉分野の資格を活かして働きながら奨学金を返還している市内在住の方に対して、最大で5年間にわたり返還額の2分の1を補助します。

主な要件

申請日時点で、**次の全ての条件を満たす方**が対象です。

- 坂東市内に住所があり、申請日時点の年齢が35歳以下である。
- 奨学金の借入れが終了しており、令和6年4月1日以降に返還を始めている。
- 正規の費用で医療福祉職の資格を要する職業に就いている。
- 常勤の公務員や独立行政法人の職員ではない。

※他にも条件があります。詳細は直接お問い合わせいただくか、ウェブページのチェックリストをご覧ください。

補助金の額

返還額の2分の1

(1月あたり1万円まで。市外勤務の場合は4分の1、1月あたり5,000円まで。)

返還開始した月から60か月分まで

5年間で最大60万円

別制度(奨学金返還支援補助金)との**併用で最大120万円**

※医療福祉職奨学金返還支援補助金の対象者は必ず併用できます。

受付期間

毎年1月(前年の返還分を一括で申請)

申請方法は？

まずは企画課(☎0297-21-2181)までお問い合わせください。



医療福祉職奨学金返還支援補助金
についてはこちら▶



別制度(奨学金返還支援補助金)
についてはこちら▶

